

## 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習と石綿作業主任者技能講習について

H18.4.1より、

- ・「特定化学物質等作業主任者技能講習」は「四アルキル鉛等作業主任者技能講習」と統合され、『特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習』となります。
- ・「特定化学物質等作業主任者技能講習」から石綿関係が分離され、『石綿作業主任者技能講習』が新設されます。

【注意】

H18.4.1以降、『特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習』を受講し資格をとられても**石綿作業主任者になることはできません。**

また、H18.3.31以前に「特定化学物質等作業主任者」の資格をお持ちの方は新たに『石綿作業主任者技能講習』を受講する必要はありません。

【参考】

労働安全衛生規則 別表第一

作業の区分	資格を有する者	名称
令第六条第十八号の作業	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者	特定化学物質作業主任者
令第六条第二十号の作業	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者	四アルキル鉛等作業主任者
令第六条第二十三号の作業	石綿作業主任者技能講習を修了した者	石綿作業主任者

労働安全衛生規則 附則

(作業主任者に関する経過措置)

**第三条** 事業者は、次の表の第一欄に掲げる規定にかかわらず、同表の第二欄に掲げる作業については、同表の第三欄に掲げる講習を修了した者を、同表の第四欄に掲げる作業主任者として選任することができる。

適用除外する規定	作業の区分	資格を有する者	名称
新安衛則別表第一及び第十一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則第二十七条	令第六条第十八号に掲げる作業	旧法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者	特定化学物質作業主任者
新安衛則別表第一及び第十条の規定による改正後の四アルキル鉛中毒予防規則第十四条	令第六条第二十号に掲げる作業	旧法別表第十八第二十四号に掲げる四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者	四アルキル鉛等作業主任者
新安衛則別表第一及び第十九条の規定による改正後の石綿障害予防規則第十九条	令第六条第二十三号に掲げる作業	旧法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者	石綿作業主任者